

可動座板式危害防止機構 『Sガード』鋼製パネルタイプ製品特長とは・・・

1

「Sガード」は防火シャッター用危害防止機構（自動閉鎖型）として、極めてシンプルな構造で建築基準法現行告示の安全性基準を満たしております。

その構造をシンプルにすることによって、施主様及び施設管理者様の危害防止装置メンテナンス等の軽減を図り、お客様の更なる『安全・安心』対策に貢献させていただけるのではないかと考えております。

2

「Sガード」は既存シャッターの開閉機等機械的改修は必要ありません。従いまして、既存シャッターメーカーを問わず取付が可能です。又、製品現場加工を最小限に考慮しており、工事実施期間等につきましても、施主様のご理解ご協力を得ながら出来る限り短期間で完了させていただけるよう努力させていただいております。



建築基準法（現行法）建設省告示第2563号（平成17年12月1日最終改正）に伴い、国交省指定機関の定められた試験（安全性能試験）を実施、それに適合するものとして、平成19年3月12日付国土交通大臣認定を取得させていただきました。